

令和5年度沖縄総合通信事務所重点施策

～ここにも ICT と DX（デジタル変革）で拓かれる、うちの未来～

I 活力ある地域づくりのためのデジタル変革（DX）の加速とグリーン社会の実現

1 デジタル基盤の整備等

- （1）5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、自治体や電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備や、自治体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理を支援します。
- （2）住民の生活や経済活動に必要不可欠となった高度な移動通信システムである、5Gの普及を促進します。5Gに必要なインフラの整備を促進するとともに、地域の企業等が柔軟に構築できるローカル5Gの導入を支援します。

2 地域の課題を解決するためのデジタル実装等

- （1）自治体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速・高度化させるため、地域の状況に応じて、地域課題解決モデルの創出等を総合的に支援します。
- （2）「新たな日常」におけるテレワークの定着を図るため、中小企業を支援する団体と連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施します。
- （3）関係団体等と連携し、デジタルコンテンツの制作やIoTシステム開発を行う若者のスキルアップイベントを通じた人材育成や地域活性化を促進します。

3 サイバーセキュリティの確保

- （1）実践的な対処能力を持つセキュリティ人材等を育成するため、国の行政機関、自治体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施します。
- （2）通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界の多様な主体のサイバー防護能力を強化するため、サイバー攻撃情報や脆弱性情報を共有する体制を構築します。

4 デジタル人材の育成・確保

- （1）高等専門学校生を対象に実施される「高専ワイヤレステックコンテスト（WiCON 2023）」等のイベントにおいて、若手人材が5GやIoTなど最新ICTを自由に使って、自身の才能を存分に発揮できる機会を通じたワイヤレス人材の育成を図ります。
- （2）無線従事者資格を取得するためには国家試験に合格し総務大臣から免許を受ける必要がありますが、主に工業系の大学、高校等を対象として、その教育課程内容が総務省の定め

る養成課程認定基準に適合していれば、その課程を履修修了した学生・生徒は無線従事者の資格を取得できます（長期型養成課程）。これら長期型養成課程の認定について、管内のニーズを調査しワイヤレス人材育成に資する認定教育機関の拡大に取り組みます。

- （３）関係団体等と連携し、デジタルコンテンツの制作やIoTシステム開発を行う若者のスキルアップイベントを通じた人材育成や地域活性化を促進します。（再掲載）

5 地域における電気通信サービスや信書便の利用環境、誰一人取り残さないための取組

- （１）デジタル格差解消を図るため、民間企業や自治体等と連携し、高齢者等の身近な場所で、行政手続や利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の助言や相談などの取組を推進します。
- （２）消費者利益の向上のため、消費生活センター、電気通信事業者、国等の関係者により継続的な意見交換を行う等、消費者関係施策を一体的に推進します。
- （３）通信事業者等と連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動（出前講座・e-ネットキャラバン）を実施します。
- （４）県内の信書便事業の状況を勘案しつつ、信書便サービスの認知度の向上と市場の活性化を図っていきます。
- （５）信書便事業への参入を検討している企業に対しては、信書便事業への参入手続き等に関する情報を提供していくとともに、既存の信書便事業者に対しては、講習会、自己点検等を通じて、法令遵守及び業務の適正な管理を求めています。

6 電波有効利用の促進

- （１）新たな電波利用のニーズに答えるため、今後の技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現、周波数の再配分に資する電波の利用状況を調査公表するとともに、迅速な技術開発、産業の活性化などに資する特定実験試験局制度の活用を推進します。
- （２）戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）により、独創性や新規性に富む研究開発や地域社会の活性化を図る研究開発を推進します。あわせて、研究開発成果が実際に地域社会に貢献できるように、必要な支援を行います。

II 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

1 災害時における情報通信ネットワークの確保

- （１）防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を推進します。また、地域のニーズにあわせて、防災行政無線の整備（デジタル化）や複数の情報伝達手段の導入を支援します。
- （２）災害時における国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を担っている放送ネットワーク（ケーブルテレビを含む）の強靱化やコミュニティ放送を行う放送局の連携を促

進めます。

- (3) 大規模災害等により平常時に使用している通信手段が使用できない場合を想定して、非常通信ルートを確保するための検証を行います。また、梅雨入り、台風接近の前には、災害時に備え自治体に対して、非常通信ルートの確認及び無線機器等の点検を促します。さらに、災害発生時及び災害の発生が想定される場合には、自治体等に対して無線通信機器等の貸出を行います。
- (4) 台風、地震、津波等の災害時における通信・放送サービス等の確保に資するために、平常時からの通信事業者、放送事業者、自治体や国の出先機関等の関係機関との連携や情報共有等の必要な措置を講じます。また、自治体等が行う防災訓練に参加し、情報収集のための伝達訓練や災害対策用機器の輸送・設置訓練、さらに公共安全 LTE を使用した連携訓練を実施します。
- (5) 重大な被害が想定される大規模災害時又は発生するおそれがある場合、速やかに自治体の災害対策本部ヘリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被災地における災害情報の収集や災害対策に係る関係機関との連絡調整等を行うとともに、自治体からの要請に対し通信の確保に係る災害対策用機器の貸し出しに対応します。

2 重要無線通信妨害対策及び不法無線局等の対策

- (1) 重要無線通信を確保するため、関係免許人との連携強化を図り、重要無線通信妨害が発生した場合には、機動的かつ迅速な排除に取り組みます。
- (2) 捜査機関と連携した不法無線局の取締や不法・違反無線局の申告等に対して電波監視、不法無線局の探查、規正用無線局による規正等を行い、不法無線局の排除及び違反無線局の是正に取り組みます。
- (3) 日本の技術基準に適合していない外国規格無線機器など販売状況等を調査し、販売店等への指導、勧告を行うなど、技術基準不適合無線機器の流通抑止に取り組みます。
- (4) 重要無線通信の確保や不法無線局対策を実施するため電波監視施設(DEURAS)等の移設更改・保守管理について計画的に取り組みます。

3 電波を安心・安全に利用するための周知・啓発

- (1) 電波利用環境に関する意識向上を図るため、「無線機器を使用の際は技適マークの確認を」・「電波の利用には、原則、免許が必要です」・「外国規格の無線機器にはご注意ください」などの電波利用ルールについて、より効率的・効果的な周知啓発活動に取り組みます。
- (2) 電波の安全性に関する正しい理解等を深めてもらうため、地域に寄り添った説明会の開催に取り組みます。また、医療機関における電波利用のトラブルを防止し、安心・安全な電波利用を実現するために、説明会の開催などを通じて、周知啓発に取り組みます。
- (3) 無線局検査において民間能力を活用する登録検査等事業者制度の適正な運用に関して立入検査などの指導監督を行います。

4 船舶の安全航行のための無線通信システムの普及促進

小型船舶の海難事故（衝突・乗揚）が依然として高い状況にあり、これを未然に防ぐ手段として AIS（船舶自動識別装置）が有用となっています。総務省では小型船舶への導入促進のため免許手続きの簡素化や無線局定期検査の不要化を措置しており、国土交通省ほかとも連携し、漁業関係者へ働きかけます。また、漁船の海難事故防止のため、沖縄県と連携して、自動で遭難位置を発信できる PLB（遭難自動通報設備）の整備を促進します。

Ⅲ 情報通信行政の適正かつ効率的な実施

（１）許認可など国民の生活に関係の大きい業務について、法令に基づき適正に実施します。

また、当事務所の業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、研修など人材の育成、広報の充実、行政相談などへの適切な対応等を行います。

（２）国民の利便性と行政の効率的執行に資するため令和 6 年度における那覇第 2 地方合同庁舎（3 号館）への庁舎移転の準備を進めます。

以上